



熊本県公報

号外 第 45 号

平成 24 年 10 月 9 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

条 例

○熊本県税条例の一部を改正する条例	(税務課)	2
○熊本県食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準に関する条例	(健康危機管理課)	2
○熊本県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例	(医療政策課)	3
○熊本県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	(男女参画・協働推進課)	6
○熊本県職業能力開発校等で実施する職業訓練の基準等に関する条例	(産業人材育成課)	7
○東日本大震災に対処するための熊本県警察の職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	9
○熊本県暴力団排除条例の一部を改正する条例	(警察本部組織犯罪対策課)	10
規 則		
○熊本県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則	(男女参画・協働推進課)	11

本号で公布された条例のあらまし

◇ 熊本県税条例の一部を改正する条例

- 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うこととした。(附則第 13 条の 2 関係)
- 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第 16 条第 1 項に規定する経営基盤強化計画の廃止に伴い、関係規定を整備することとした。(附則第 16 条関係)
- この条例は、公布の日から施行することとした。

◇ 熊本県食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準に関する条例

- 食品衛生法施行令(昭和 28 年政令第 229 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき、食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第 29 条第 1 項の規定により県が設置する食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準について定めることとした。(第 2 条及び第 3 条関係)
- この条例は、公布の日から施行することとした。

◇ 熊本県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例

- 介護老人保健施設の入所定員数、特定の利用者が想定される病床、特定の目的に利用される病床等の数を補正する基準を規定することとした。(第 3 条、第 4 条関係)
- 病院や診療所に専属の薬剤師を配置する基準を規定することとした。(第 5 条関係)
- 病院の従業者(薬剤師、看護師、准看護師、看護補助者、栄養士、診療放射線技師、事務員並びに療養病床を有する病院の理学療法士、作業療法士)の員数の基準を規定することとした。(第 6 条関係)
- 病院の施設(消毒施設及び洗濯施設、談話室、食堂並びに浴室)及びその構造の基準を規定することとした。(第 7 条関係)
- 療養病床を有する診療所の従業者(看護師、准看護師及び看護補助者並びに事務員その他従業者)及びその員数の基準を規定することとした。(第 8 条関係)
- 療養病床を有する診療所の施設(談話室、食堂及び浴室)及び構造の基準を規定することとした。(第 9 条関係)
- この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとした。
- この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。(附則第 2 条関係 - 附則第 10 条関係)

◇熊本県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

- 1 外国人登録法（昭和27年法律第125号）の廃止及び住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うこととした。（第2条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県職業能力開発校等で実施する職業訓練の基準等に関する条例

- 1 県が設置する職業能力開発校が行う普通課程及び短期課程の普通職業訓練の基準について定めることとした。（第3条、第4条関係）
- 2 県が設置する職業能力開発短期大学校が行う専門課程及び専門短期課程の高度職業訓練の基準について定めることとした。（第5条、第6条関係）
- 3 公共職業能力開発施設以外の施設において行うことができる職業訓練に関する基準について定めることとした。（第7条関係）
- 4 公共職業能力開発施設で行う職業訓練とみなして行うことができる職業訓練に関する基準について定めることとした。（第8条関係）
- 5 無料とする公共職業訓練の基準について定めることとした。（第9条関係）
- 6 普通職業訓練における職業訓練指導員の資格の基準について定めることとした。（第10条関係）
- 7 高度職業訓練における職業訓練指導員の資格の基準について定めることとした。（第11条関係）
- 8 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

◇東日本大震災に対処するための熊本県警察の職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 支給対象となる作業の新設及び手当の額を改正することとした。（第1条関係、附則第3条関係）
- 2 原子力災害対策特別措置法の一部改正に伴い、「第20条第3項」を「第20条第2項」に改めることとした。（第1条関係）
- 3 関係規定の整備を行うこととした。（第1条、附則第3条関係）
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2は、原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

◇熊本県暴力団排除条例の一部を改正する条例

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うこととした。（第3条関係）
- 2 この条例は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第53号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

条 例

熊本県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第51号

熊本県税条例の一部を改正する条例

熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第13条の2第1号中「第9条第5項」を「第9条第6項」に改める。

附則第16条第4号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準に関する条例をここに公布する。

平成24年10月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第52号

熊本県食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第8条第1項の規定に基づき、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第29条第1項の規定により県が設置する食品衛生検査施設（以下「検査施設」という。）の設備及び職員の配置の基

準について定めるものとする。

(検査施設の設備の基準)

第2条 検査施設には、次に掲げる設備を備えるものとする。

(1) 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等

(2) 純水装置、定温乾燥器、ディープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽、その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具

(検査施設の職員の配置の基準)

第3条 検査施設には、食品衛生法施行令第8条第3項に規定する検査又は試験のために必要な職員を置くものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例をここに公布する。

平成24年10月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第53号

熊本県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）の規定に基づき、病院及び診療所の人員、施設等の基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び医療法施行令（昭和23年政令第326号）で使用する用語の例による。

(既存病床数等の補正の基準)

第3条 法第7条の2第1項又は第2項の規定による申請がされた場合において、当該申請に係る病床の種別に応じ法第30条の4第2項第9号及び第10号に規定する区域における既存の病床数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たっては、法第7条の2第4項の規定により次のとおり補正を行いうるものとする。

(1) 次のアからオまでに掲げる病院又は診療所の病床については、病床の種別ごとに既存の病床数又は当該申請に係る病床数に、当該病床の利用者の数を当該病床で掲げる病院又は診療所の区分に応じ当該アからオまでに定めることは、0.05以下であるときは、0.05を乗じて得た数を既存の病床数及び当該申請に係る病床数として算定すること。

ア 国の開設する病院又は診療所であって、内閣府、総務省、財務省、林野庁又は防衛省が所管するもの。職員又は隊員及びそれらの家族以外の者

イ 独立行政法人労働者健康福祉機構の開設する病院又は診療所であって、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被つたものののみの診療を行うもの。業務上の災害を被つた労働者以外の者

ウ 特定の事務所又は事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院又は診療所従業員及びその家族以外の者

エ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設又は障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する療養介護を行う施設である病院 入院患者以外の者

オ 独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第13条第3号に規定する施設である病院又は診療所 入院患者以外の者

(2) 放射線治療病室、無菌病室又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室（以下「治療室等」という。）の病床であって、治療室等の入院患者が治療室等における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されている場合の治療室等の病床（以下「対応する専用病床を有する治療室等の病床」という。）については、既存の病床数及び当該申請に係る病床数に算定しないこと。

(3) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）の入所定員については、当該介護老人保健施設の入所定員数に0.5を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床数として算定すること。

(4) 国立及び国立以外のハンセン病療養所である病院の病床については、既存の病床数に算定しないこと。

(5) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第16条第1項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床（同法第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定を受けた者に対する同法による入院による医療に係るものに限る。）については、既存の病床数に算定しないこと。

2 既存の病床数の補正において、前項第1号アからオまでに定める者の数、同号アからオまでに掲げる病院又は診療所の病床の利用者の数及び対応する専用病床を有する治療室等の病床の数は、同項の申請があつた日前の直近の9月30日における数とする。この場合において、当該申請があつた日前の直近の9月30日に病院又は診療所の業務を行われていなかつたときは、当該病院又は診療所における実績、当該病院又は診療所と

- 機能及び性格を同じくする病院又は診療所の実績等を考慮して知事が推定する数とする。
- 3 第1項の申請に係る病床数の補正において、同項第1号アからオまでに定める者の数、同号アからオまでに掲げる病院又は診療所の病床の利用者の数及び対応する専用病床を有する治療室等の病床として見込まれるもの数は、当該申請に係る病院の機能及び性格、当該病院に当該申請に係る病床の種別の既存の病床がある場合における当該既存の病床における実績、当該病院と機能及び性格を同じくする病院の実績等を考慮して知事が推定する数とする。
- 第4条 法第7条の2第5項の規定により既存の病床数を算定するに当たっては、介護老人保健施設の入所定員数に0.5を乗じて得た数を既存の療養病床の病床数とみなすものとする。
- (専属薬剤師の配置の基準)
- 第5条 法第18条の規定により専属の薬剤師を置かなければならない病院又は診療所は、病院又は医師が常時3人以上勤務する診療所とする。
- (病院の人員の基準)
- 第6条 法第21条第1項の規定により病院が有しなければならない薬剤師その他の従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。
- (1) 薬剤師 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を150で除して得た数と精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を70で除して得た数と外来患者に係る取扱処方箋の数を75で除して得た数とを合算した数(その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。)
 - (2) 看護師及び准看護師 療養病床、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を4で除して得た数と感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者(入院している新生児を含む。)の数を3で除して得た数とを合算した数(その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。)に、外来患者の数を30で除して得た数(その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。)を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当事数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当事数を歯科衛生士とすることができる。
 - (3) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数を4で除して得た数(その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。)
 - (4) 栄養士 病床数100以上の病院にあっては、1
 - (5) 診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実情に応じた適當数
 - (6) 理学療法士及び作業療法士 療養病床を有する病院にあっては、病院の実情に応じた適當数
- 2 前項の入院患者、外来患者及び取扱処方箋の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規開設又は再開の場合は、推定数による。
- (病院の施設及び構造の基準)
- 第7条 法第21条第1項の規定により病院が有しなければならない施設及びその構造設備は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める構造設備とする。
- (1) 消毒施設及び洗濯施設(法第15条の2の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。)蒸気、ガス又は薬品を用いる方法その他の方法により施設を有する病院に限り、寝具等の消毒を行ふことができるものであること(消毒施設を有する病院に限り、職員の被服、寝具等の消毒を行ふこと)。
 - (2) 談話室(療養病床を有する病院に限り、療養病床の入院患者同士又は入院患者及びその家族の談話に支障のない広さを有すること)。
 - (3) 食堂(療養病床を有する病院に限り、内りによる測定で、療養病床の入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有すること)。
 - (4) 浴室(療養病床を有する病院に限り、身体の不自由な者が入浴するのに適したものであること)。
- (療養病床を有する診療所の人員の基準)
- 第8条 法第21条第2項の規定により療養病床を有する診療所が有しなければならない看護師その他の従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。
- (1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数を4で除して得た数(その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。)
 - (2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数を4で除して得た数(その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。)
 - (3) 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実情に応じた適當数
- 2 第6条第2項の規定は、前項第1号及び第2号に定める員数の算定について準用する。
- (療養病床を有する診療所の施設及び構造の基準)
- 第9条 法第21条第2項の規定により療養病床を有する診療所が有しなければならない施設及びその構造設備は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める構造設備とする。
- (1) 談話室 療養病床の入院患者同士又は入院患者及びその家族の談話に支障のない広さを有すること)。
 - (2) 食堂 内りによる測定で、療養病床の入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有すること)。

(3) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものであること。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(介護老人保健施設の入所定員数の経過措置)

第2条 第3条第1項第3号及び第4条の規定にかかわらず、当分の間、介護老人保健施設（次項に規定する介護老人保健施設を除く。）の入所定員は、既存の病床数に算定しない。

該所設に於ける事は、又保の員に就ては、健規関数で設人項数定ま開老1床所日の護第病入日設介4準「基中施たの條月健つ條る條3保行0係40老)第床び3年人を3に第3護。法病及成介じに般号る平て同初一3する者少お後床1數がさい、及項」、せて最び第と設減に換病第冒開は条転養条定の又のの療3所院床い当号間ある病病を、1のと診止以養定りは廢。療規限の又をう該にによる病病を、1のと療し下病す、「入院」にて第ま數有(うい項るたを換行つ2れ得床転をに第らて病の加員条めじ。養床増定同定乗員入り、項を。

(精神病床を有する病院の経過措置)

（精神病床を有する病院の経過指直）
第3条 精神病床を有する病院については、当分の間、第6条第1項第2号中「歯科衛生士と」とあるのは、「歯科衛生士と、精神病床を有する病院の精神病床においては、端数が生じた場合は、これを切り上げる。）を精神病床に係る病室の入院患者の数を減じて有する病院については、この限りでない。

(1) 医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く。）

(2) 100人以上の患者を入院させるための施設を有し、その診療科名中に内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻咽喉科(医療法施行令第3条第1項第1号ハ又は二種の規定によりこれら診療科名と組み合わせた名称を診療科名とする場合を除く。)を有する病院(特定機能病院を除く。)

(転換病床に関する経過措置)

附施以床該3介。旨」病第端そた、た、号險る神、昭のいそ病當6な数る。また歯
3保限精に（他を換、第たたす、
8護にのも法のと間転は、満得とし、
第介の院と祉その「数はにて数と
律たも病と福）るでて員）1したの
法れる該る人。すまいの。に除えも
年され当せ老う供日お師る数で加る
8とに、さ（いに1に護限の0をす
1の床が少ム用3条看にそ3）と
成も病者減一ムの月の准間（を。師
平する設をホ一設3こびの数数る。産
すす開数人亦施年下及でたのげ助
律有定の床老人の4以師まし者上を
法を規院病費老め2（護日算患り数
る力に病の輕費た成床看1合来切當
す効項る床、輕る平病い3を外を適
正の2す病設るせ、るな月数、れの科
改そ第有養施すさて係ら3るに、ち
をお条を療健定居しにな年げ）、う
部な4床は保規入と出ば0掲。はの口腔外科においてはそのう
一り第病又人にはう届れ3にる。合そ
のよ）養床老6又お該け成次げ場合は
等に号療病護の所行當な平、上たて
往保の4）該部2者。おがのわをがに歯科又は歯科衛生士と
往康項第。（第一第一のじに院でかれ數科で
法定2は神介条入をるし（ずりじい
健1令じ（は）他同合病まかこ端産兒歯科が
精神1お床の1援にけを完の場満人歯が
過保の4）該部2年て転部3そいたすす定はな又
病の0いの全3者お出有了規合た科科で
神条1お床の1援にけを完の場満人歯が
精神0成に病設第支条届）が号たに婦正と
3平条養施律要の年に）換2じ1産矯こ
4第令これは院の法律、この療の法律、年者、下知事いう
の項が数に、転第生に科、する。

(1) 病床の数を6で除して得た数に係る患者の数を除く。) (転換病床を除く。) 入院室の病室の入院患者の数を6で除して得た数

(2) 転換病床に係る病室の入院患者の数を9で除して得た数

(3) 精神病床（転換病床を除く。）及び結核病床に係る病室の入院患者の数を4で除して得た数

(4) 感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を3で除して得た数

2 前項に規定する病院が有しなければならない日数をもとに算出した数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、実際に該病院の患者数を算出する。）は、第6院の患者数をもとに算出した数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、実際に該病院の患者数を算出する。）と同一である。

(特定病院等に関する経過措置)

届出事項に規定する各号の区分に応じ、当該病院では、同一の日には、
特定介護療養型医療施設であるから平成30年3月31日までに定め
たとおりに、特定介護療養型医療施設ではあるが、又看護師は員数
は3名未満の場合は、当該病院が有しなければならない従業者の区分
に応じて、各号に掲げる規定にかかるわらず、次のように規定する。
この場合、「施行日」という。）

- (2) 看護補助者による病室の巡回回数を6で除して得た数（その数に患者の上昇率を乗じる。）

(療養病床を有する診療所の看護師等の員数の経過措置)
第6条 法21条第2項の規定により療養病床を有する診療所が有しなければならない看護師等の員数は、第8条第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず、当分の間、療養病床に係る病室の入院患者の数を2で除して得た数(その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。)とする。ただし、そのうちの1については看護師又は准看護師とする。

(特定診療所病院等の設置) 第7条 (特定診療所の設置) 第2号と規定する。

- (1) 看護師及び准看護師の数を6で除して得た数（その数に1に満たない場合は、切り上げる。）
(2) 看護補助者 療養病床数が生じた場合は、院内に係る病室の数を6で除して得た数（その数に1に満たない場合は、切り上げる。）

医療場所に於ける病院の運営とその規制は、主として、(1)病院の設立と運営の規制、(2)病院の監督と評議会の運営の規制、(3)病院の財政の規制、(4)病院の労働の規制、(5)病院の社会的責任の規制等である。

第9条 平成13年3月1日以前の建療群に付する病床群（以下「病床群」といふ）は、当該病床群に付する病床（以下「病床」といふ）のうち、(一)に該当する病床（以下「有病床」といふ）を除くものについては、(二)の規定による。但し、(三)の規定による場合は、(二)の規定による。

熊本県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 10 月 9 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県条例第54号

熊本県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

熊本県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年熊本県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を削り、同項第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第

2号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県職業能力開発校等で実施する職業訓練の基準等に関する条例をここに公布する。

平成24年10月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第55号

熊本県職業能力開発校等で実施する職業訓練の基準等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。)の規定に基づき、法第16条第1項及び第2項の規定により県が設置する職業能力開発校及び職業能力開発短期大学校が実施する職業訓練の基準等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(普通課程の普通職業訓練の基準)

第3条 普通課程の普通職業訓練に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 訓練の対象者 学校教育法(昭和22年法律第26号)によると、中学校卒業した者(以下「中学校卒業者」という。)若しくは同法による中等教育学校の前期課程修了した者(以下「中等教育学校前期課程修了者」といいう。)若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者は、同法による高等学校卒業した者(以下「高等学校卒業者」といいう。)若しくは同法による中等教育学校卒業した者(以下「中等教育学校卒業者」といいう。)若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者であること。

(2) 教科 その科目が将来多様な技能及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。

(3) 訓練の実施方法 通信の方法によつても行うことができる。この場合においては、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこと。

(4) 訓練期間 中学校卒業者若しくは中等教育学校前期課程修了者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者(以下この項において「中学校卒業者等」という。)を対象とする場合にあつては2年、高等学校卒業者若しくは中等教育学校卒業者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者(以下この項及び第5条第1項において「高等學校卒業者等」といいう。)を対象とする場合にあつては1年である。ただし、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合には、中学校卒業者等を対象とするときには2年以上4年以下、高等学校卒業者等を対象とするときには1年以上4年以下の期間内で当該訓練を適切に行うことができると認められる期間とすることができる。

(5) 訓練時間 1年につきおおむね1,400時間であり、かつ、教科の科目ごとの訓練時間を合計した時間(以下「総訓練時間」という。)が中学校卒業者等を対象とする場合にあつては2,800時間以上、高等学校卒業者等を対象とする場合にあつては1,400時間以上であること。ただし、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合には、1年につきおおむね700時間とすることができる。

(6) 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

(7) 訓練生(訓練を受ける者をいう。以下同じ。)の数 訓練を行う1単位につき50人以下であること。

(8) 職業訓練指導員 訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数であること。

(9) 試験 学科試験及び実技試験に区分し、訓練期間1年以内ごとに1回行うこと。ただし、最終の回の試験は、法第21条第1項の規定による技能照査(以下「技能照査」という。)をもつて代えることができる。

2 規則で定める訓練科に係る訓練については、前項各号に定めるところによるほか、規則で定めるところにより行われるものとする。

(短期課程の普通職業訓練の基準)

第4条 短期課程の普通職業訓練に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 訓練の対象者 職業に必要な技能(高度の技能を除く。次号において同じ。)及びこれに関する知識を習得しようとする者であること。

(2) 教科 その科目が職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。

(3) 訓練の実施方法 通信の方法によつても行うことができる。この場合においては、適切と認められる方法により添削指導を行ふほか、必要に応じて面接指導を行うこと。

(4) 訓練期間 6月(訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合にあつては、1年)以下の適切な期間であること。

- (5) 訓練時間 総訓練時間が12時間以上であること。
 (6) 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

(専門課程の高度職業訓練の基準)

第5条 専門課程の高度職業訓練に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓練の対象者 高等学校卒業者等であること。
 (2) 教科 その科目が将来職業に必要な高度の技能（専門的かつ応用的な技能を除く。次条において同じ。）及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。
 (3) 訓練期間 2年であること。ただし、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合には、1年を超えない範囲内で当該期間を延長することができる。
 (4) 訓練時間 1年につきおおむね1,400時間であり、かつ、総訓練時間が2,800時間以上であること。
 (5) 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。
 (6) 訓練生の数 訓練を行う1単位につき40人以下であること。
 (7) 職業訓練指導員 訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数であること。この場合において、次のいずれかに該当する者を1人以上配置すること。

ア 次のいずれかに該当する者

- (ア) 博士若しくは修士の学位（外国において授与されたこれに該当する学位を含む。第11条第1号において同じ。）を有する者若しくは応用研究課程若しくは研究課程の指導員訓練を修了した者若しくは研究上の業績がこれらの者に準ずる者であって、教育訓練に適切に指導することができる能力を有すると認められるもの又は学校教育法による大学若しくは職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校において、教授若しくはこれに相当する職員としての経験を有する者
 (イ) 学校教育法による大学又は職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校において准教授、専任講師又はこれらに相当する職員としての経験を有する者で、研究上の能力又は教育訓練に適切に指導することができる能力を有すると認められるもの
 イ 研究所、試験所等に10年以上在職し、研究上の業績があり、かつ、教育訓練に適切に指導することができる能力を有すると認められる者
 (8) 試験 学科試験及び実技試験に区分し、訓練期間1年以内ごとに1回行うこと。

2 規則で定める訓練科に係る訓練については、前項各号に定めるところによるほか、規則で定めるところにより行うものとする。

(専門短期課程の高度職業訓練の基準)

第6条 専門短期課程の高度職業訓練に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓練の対象者 職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を習得しようとする者であること。
 (2) 教科 その科目が職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。
 (3) 訓練の実施方法 通信の方法によつても行うことができる。この場合においては、適切と認められる方法により添削指導を行うほか、必要に応じて面接指導を行うこと。
 (4) 訓練期間 6月（訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合にあっては、1年）以下の適切な期間であること。
 (5) 訓練時間 総訓練時間が12時間以上であること。
 (6) 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

(公共職業能力開発施設以外の施設において行うことができる訓練)

第7条 法第15条の6第1項ただし書の条例で定める職業訓練は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 主として知識を習得するために行われる職業訓練
 (2) 短期課程（短期間の訓練課程をいう。以下同じ。）の普通職業訓練に準ずる職業訓練
 (3) その教科の全ての科目について簡易な設備を使用して行うことができる職業訓練

(公共職業能力開発施設で行う職業訓練とみなして行うことができる訓練)

第8条 法第15条の6第3項の条例で定める職業訓練は、職業を転換しようとする労働者等に対する迅速かつ効果的な職業訓練とする。

(無料とする公共職業訓練の基準)

第9条 法第23条第1項第3号の条例で定める職業訓練は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 職業能力開発校において行う短期課程の普通職業訓練（職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。）

- (2) 障害者のみを対象として行う普通課程の普通職業訓練
 (3) 国の委託を受けて行う普通課程の普通職業訓練
 (普通職業訓練における職業訓練指導員の資格の基準)

第10条 法第28条第1項の条例で定める者は、同項に規定する都道府県知事の免許を受けた者又は次の各号のいずれかに該当する者（職業訓練指導員免許を受けた者及び職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者以外の者にあっては、規則で定める者に限る。）とする。

- (1) 法第28条第1項に規定する職業訓練に係る教科（以下この条において単に「教科」という。）に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者で、その後1年以上の実務の経験を有するもの
- (2) 教科に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者で、その後3年以上の実務の経験を有するもの
- (3) 教科に関し、学校教育法による大学を卒業した者で、その後4年以上の実務の経験を有するもの
- (4) 教科に関し、学校教育法による短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後5年以上の実務の経験を有するもの
- (5) 教科に関し、法第30条第1項に規定する職業訓練指導員試験の免除を受けることができる者
- (6) 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として規則で定める者

（高度職業訓練における職業訓練指導員の資格の基準）

第11条 法第30条の2第1項の条例で定める者は、高度職業訓練（専門短期課程を除く。）に係る教科につき、法第28条第3項各号に掲げる者と同等以上の能力を有する者のうち、相当程度の知識又は技能を有する者として次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 博士若しくは修士の学位を有する者若しくは応用研究課程若しくは研究課程の指導員訓練を修了した者又は研究上の業績がこれらの者に準ずる者であって、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの
- (2) 学校教育法による大学又は職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校において、教授、准教授、専任講師又はこれらに相当する職員としての経歴を有する者
- (3) 学校教育法による大学又は職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校において、助教又はこれに相当する職員としての経歴を有する者であって、研究上の能力又は教育訓練に関し適切に指導する能力を有すると認められるもの
- (4) 学校教育法による大学又は職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校において、3年以上、助手又はこれに相当する職員としての経歴を有する者であって、研究上の能力又は教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの
- (5) 研究所、試験所等に5年以上在職し、研究上の業績があり、かつ、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められる者
- (6) 3年以上、教育訓練に関する指導の経験を有する者であって、優れた技能又は専門的な知識を有すると認められるもの
- (7) 10年以上（長期課程の指導員訓練を修了した者又は学士の学位（外国において授与されたこれに該当する学位を含む。）を有する者にあっては、5年以上）の実務の経験を有する者であって、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

東日本大震災に対処するための熊本県警察の職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第56号

東日本大震災に対処するための熊本県警察の職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

東日本大震災に対処するための熊本県警察の職員の特殊勤務手当の特例に関する条例（平成23年熊本県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第2号中「居住者等が避難のための立退き又は計画的な立退きを行うこと」を「居住制限区域に設定すること」に、「前号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「第20条第3項」を「第20条第2項」に、「同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域」を「帰還困難区域」に改め、「作業」の次に「（前号に掲げるものを除く。）」を加え、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業

第1条第2項中「東日本大震災関連作業手当」を「前項の東日本大震災関連作業手当」に改め、同項第4号中「前項第2号」を「前項第3号」に、「1,000円」を「660円」に改め、同号を同項第8号とし、同項第3号中「前項第2号」を「前項第3号」に、「5,000円」を「3,300円」に改め、同号を同項第7号とし、同項第2号中「前項第1号」を「前項第2号」に、「2,000円」を「1,330円」に改め、同号を同項第6号とし、同項第1号中「前項第1号」を「前項第2号」に、「10,000円(心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額)」を「6,600円」に改め、同号を同項第5号とし、同項に第1号から第4号までとして次の4号を加える。

- (1) 前項第1号の作業のうち原子炉建屋(人事委員会が定めるものに限る。)内において行うものの 40,000円
- (2) 前項第1号の作業のうち前号及び第4号に掲げるもの以外のものであって、故障した設備等を現場において確認するもの(人事委員会が定めるものに限る。) 20,000円
- (3) 前項第1号の作業のうち前2号及び次号に掲げるもの以外のもの 13,300円
- (4) 前項第1号の作業のうち人事委員会が定める施設内において行うもの 3,300円

第1条第3項中「場合において」の次に「、当該2以上の作業に係る手当の額が同額のときにあっては当該手当のいずれか一の手当」を加え、「異なるときは、当該手当」を「異なるときには当該手当」に改め、「高いもの」の次に「(その額が同額の場合にあっては、その手当のいずれか一の手当)」を加え、同条第4項中「第2項第1号又は第3号」を「第2項第5号又は第7号」に改める。

附則第1項を附則第1条とし、同条に見出しとして「(施行期日等)」を付する。
附則第2項を附則第2条とし、同条に見出しとして「(手当の内払)」を付し、附則に次の1条を加える。

(第1条の特例)

第3条 東日本大震災に対処するため、警察職員が次に掲げる作業に従事したときは、当分の間、特殊勤務手当として東日本大震災関連作業手当を支給する。

- (1) 本部長指示により、原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域において行う作業(第1条第1項各号に掲げるもの及び本部長指示により避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行うものを除く。)
- (2) 本部長指示により、居住者等が避難のための立退き又は避難のための計画的な立退きを行うこととされた区域において行う作業(第1条第1項各号及び前号に掲げるもの並びに本部長指示により避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行うものを除く。)
- 2 前項の東日本大震災関連作業手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 前項第1号の作業のうち屋外において行うものの 6,600円
 - (2) 前項第1号の作業のうち屋内において行うものの 1,330円
 - (3) 前項第2号の作業のうち屋外において行うものの 5,000円
 - (4) 前項第2号の作業のうち屋内において行うものの 1,000円
- 3 警察職員が同一の日に前項各号の作業のうち2以上の作業に従事した場合又は第1条第2項各号の作業のうち1以上の作業に従事し、かつ、前項各号の作業のうち1以上の作業に従事した場合において、これらの作業に係る手当の額が同額のときにあっては当該手当のいずれか一の手当、これらの作業に係る手当の額が異なるときにあっては当該手当の額が最も高いもの(その額が同額の場合にあっては、その手当のいずれか一の手当)以外の手当は、支給しない。
- 4 前項の規定の適用がある場合において、第1条第1項の規定により東日本大震災関連作業手当を支給するときにおける第1条第4項の規定の適用については、同項中「前2項」とあるのは、「第1条第2項及び附則第3条第3項」とする。
- 5 第1条第4項の規定は、第1項の規定により東日本大震災関連作業手当を支給する場合について準用する。この場合において、第1条第4項中「第2項第5号又は第7号」とあるのは「附則第3条第2項第1号又は第3号」と、「前2項」とあるのは「附則第3条第2項及び第3項」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条第1項第1号の改正規定(「第20条第3項」を「第20条第2項」に改める部分に限る。)は、原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいづれか遅い日から施行する。

熊本県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県暴力団排除条例の一部を改正する条例
熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）の一部を次のように改正する。
第3条中「第32条の2第1項」を「第32条の3第1項」に改める。

附 則

この条例は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第53号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

規 則

熊本県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年10月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県規則第42号

熊本県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年熊本県規則第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第2条第2項第3号」を「第2条第2項第2号」に改め、「作成されているときは、」の次に「当該書面に」を加え、「訳文」を「翻訳文」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。